裁　決　書

審査請求人　住所 [redacted]

氏名 [redacted]

処　分　庁　住所　島根県安来市広瀬町広瀬７０３番地
安来市福祉事務所長

審査請求人（以下「請求人」という。）が、平成２２年１０月６日付けで提起した、処分庁が通知した生活保護法（昭和２５年法律第１４４号。以下、「法」という。）に基づく法第６３条費用返還決定処分（以下、「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）については、次のとおり裁決する。

主　　文

処分庁が審査請求人に対し平成２２年９月１日に行った本件処分は、これを取り消す。

理　　由

１　本件審査請求の要旨

本件審査請求の要旨は、処分庁が平成２２年９月１日付け安福第７００号で請求人に通知した本件処分の取り消しを求めるというものである。

２　本件審査請求の概要

請求人は、本件処分理由である、生活保護基準の認定誤りにより扶助費の過支給が生じたのは処分庁の瑕疵によるものであり、請求人に責任の所在は無いものであるから、本件処分の取消しを求めるというものである。

３　処分庁の弁明

処分庁の弁明の要旨は、以下のとおりである。

（１）返還すべき事由が発生した理由は、平成２１年４月１日から平成２２年３月３１日までの期間の、処分による保護変更決定の算定誤りによるものであり、そのために支給すべき保護金品が過支給となったことによるものである。

（２）法第６３条の返還対象額のうち控除できるものは、収入として認定しないと規定された厚生労働省社会・援護局通知第８の２の（３）及び（４）にいう自立更生のための用途に供される額であり、本件における費用返還対象額はこれを適用できるものでなく、その全額を法第６３条返還額として費用返還決定を行ったものである。

4　請求人の反論

請求人の反論の要旨は次のとおりである。

本件処分は、処分庁の生活保護基準算定誤りにより発生したものであり、請求人自身に何の瑕疵はないため、本件処分の取消しを求める。

5　処分庁としての事実認定

処分庁は、

（1）平成２１年３月２３日、「介護保険料加算削除及び冬季加算削除」を理由に平成２１年４月１日付けで認定変更決定を行い、平成２１年３月２３日付けで請求人に対し保護変更決定通知を行っているが、年齢改定による基準改訂を行っていないため、本来適用されるべき７０歳以上の生活扶助基準額ではなく、６０歳から６９歳に適用される生活扶助基準額により扶助費を算定している。

（2）平成２２年３月２３日、「冬季加算削除、年齢改定及び基準改訂」を理由に平成２２年４月１日付け認定変更決定を行い、平成２２年３月２３日付けで請求人に対し、保護変更決定通知を行っており、平成２２年４月から７０歳以上の生活扶助基準額により扶助費を算定している。

（3）平成２１年９月２５日、請求人の妻が平成２２年９月１日から１ヶ月以上の入院が見込まれることに伴い、請求人の妻に係る生活扶助基準を居宅基準費から入院患者日用品費へ認定変更しているが、平成２１年９月１日付けで認定すべきところを誤って平成21年１０月１日付けで認定変更している。

（4）処分庁は、平成２２年８月、上記（1）（平成２１年４月１日付けで年齢改訂及び基準改訂が未決定であること）及び上記（3）（請求人の妻の入院患者日用品への認定変更日に誤りがあったこと）の事実に気づき、上記（1）、（3）の誤りにより、平成２１年４月１日から平成２２年３月３１日の最低生活費が過剰に計上され、保護費が過払いとなったことから、平成２２年９月１日、法第６３条に基づく保護費の返還決定を行い、平成２２年９月１日付け安福第７００号で請求人に対し返還決定通知を行っている。

（5）処分庁が平成２２年９月１日付けで行った返還決定通知においては、

返還額　　４２，４２４円
返還すべき理由　基準誤りにより扶助費の過支給があったため
返還対象期間　　平成２１年４月１日から平成２２年３月３１日まで
対象期間中に支給した保護金品　９８０，５３０円＋医療費
返還対象額　　４２，４２４円
控除等の額　　０円

としている。

（6）返還対象額である４２，４２４円を全額返還決定する意思決定を行っているが、関係書類を確認したところ、全額を返還額とすることが当該世帯の自立を阻害するかどうか、自立更生のためのやむを得ない用途にあてられたものかどうか等の調査が行われておらず、控除の額を認定するかどうかの検討・判断を示さないで全額返

還を決定している。

（7）処分庁は、上記（6）の通知書に対象期間中に支給した保護金品は、９８０，５３０円＋医療費としているが、関係書類を精査した結果、正しくは１，０５６，２４２円である。

（8）処分庁は、本件処分決定後、平成２２年９月７日に請求人に対し、本件処分の説明を行い、同日付の請求人の履行延期申請により、平成２２年９月９日付けで履行期限延期承認通知を行い平成２２年１０月から平成２３年１２月までの分割返還を承認している。

6　審査庁の判断

（1）法第６３条によれば、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない」とされている。

また、「改訂増補　生活保護の解釈と運用　厚生省社会局保護課長　小山進次郎著」によれば、法６３条中「急迫の場合等」の等の解釈として、「調査不十分のため資力があるにもかかわらず、資力なしと決定した場合或いは保護の実施機関が保護の決定を誤って、不当に高額の決定をした場合等である。」とされている。

（2）これを本件についてみると、弁明書に記載されているとおり、処分庁の保護決定の誤りが過払いの原因であることや、処分庁が上記５（1）の「年齢改訂及び基準改訂」をおこなわなかったこと及び同（3）の「請求人の妻の入院患者日用品への認定変更日の誤り」に伴う過払い額に対しては、「保護の実施機関が保護の決定を誤って、不当に高額の決定をした場合」に該当し、法第６３条による費用返還を適用することに、違法・不当な点は見当たらない。

（3）一方、関係書類を精査した結果、上記５（7）のとおり、対象期間中に支給した保護金品に誤りがあり、本件通知書は記載内容に誤りがある不十分な通知であると認められる。

（4）また、返還すべき理由としては、上記５（5）のとおり、単に「基準誤りにより扶助費の過支給があったため」とのみ記載されている。

行政手続法第１４条第１項は、「行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。」とし、同条第３項において「不利益処分を書面でするときは、第二項の理由は、書面により示さなければならない」旨定められている。

そして、その理由付記の程度については、厚生労働省が「具体的には、処分の性質や処分の根拠法令の趣旨及び目的に照らして判断することとなるが、上記の理由付記の目的からすると、単に根拠規定を示すのみでは理由の付記としては不十分であり、どのような事実に基づいてどのような法的理由（処分の要件）により当該処分が行われたか相手方において十分認識し得る程度に示すことが必要」（平成１４年３月６日　生活保護関係全国係長会議資料）としている。

このような観点で本件について見ると、本件処分の返還金額の算定は複雑であり、

通知書に記載された返還理由だけでは、到底、返還額の内容を請求人が十分認識できるように示したとは認められず、本件処分は理由の付記が不十分であると認められる。

（５）さらに、控除額については、上記５（６）のとおり、特段の調査、検討もなく０円とし、全額返還を決定しているが、別冊問答集問１３－５「法第６３条に基づく返還額の決定」によれば、「原則として、当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべき」としながらも、「保護金品の全額を返還額とすることが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められるような場合については、次の範囲においてそれぞれの額を本来の要返還額から控除して返還額を決定する取扱いとして差し支えない。」とされている。

（６）処分庁の弁明書によれば、「返還対象額のうち控除等の額となるものは、収入として認定しないと規定された局長通知第８の２の（３）及び（４）にいう自立更生のための用途に供する額であり、本件における費用返還対象額は収入に対する認定方法を適用できるものでなく」とし、全額返還の決定をしているが、別冊問答集問１３－５によれば、「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途にあてられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として実施機関が認めた額」を控除できるとしており、少なくとも、全額を返還額とすることが当該世帯の自立を阻害するかどうか、自立更生のためのやむを得ない用途にあてられたものかどうか等の調査を行い、控除の額を認定するかどうかの検討・判断を示すべきである。

従って、返還控除について十分な調査・検討もなされないで決定された本件処分は、合理性があるとは認められず、裁量権の逸脱ないし濫用があると認められる。

（７）以上のとおり、本件処分は、法第６３条の適用については違法・不当な点はないが、対象期間中に支給した保護金品の返還通知内容の誤り、不十分な返還理由の付記、全額決定の判断に係る手続き上の瑕疵があると認められるので、行政不服審査法第４０条第３項の規定に基づき、主文のとおり裁決する。

平成２２年１１月２４日

島根県知事　溝口　善兵衛

教示

この裁決について不服がある場合は、行政不服審査法第５３条の規定に基づき、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して３０日以内に、厚生労働大臣に対し再審査請求をすることができる。